

指名競争入札の予定価格の事前公表に関する取扱い要領

(目的)

第1条 この要領は、本市入札の透明性・競争性の向上を図ることを目的とし、建設工事の予定価格を事前公表（以下「公表」という。）するため、その取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(公表の対象)

第2条 予定価格の公表の対象は、50万円以上の指名競争入札に係る建設工事とする。ただし、随意契約については、公表の対象から除くものとする。

(公表等の方法)

第3条 登別市契約事務規則（昭和63年規則第19号。以下「契約事務規則」という。）第26条第2項及び登別市建設工事執行規則（平成3年規則第13号）第7条の規定に基づく「指名競争入札（見積合わせ）通知書」に当該入札の予定価格を記載することにより公表するものとする。この場合における通知は、契約事務規則第17条第1項の規定による予定価格調書の作成後に行うものとする。

なお、同通知に係る現場説明については、現場説明書の閲覧又は、配布をもってこれに代えるものとする。ただし、契約担当者は現場説明会の必要があると認めるときはこの限りでない。

2 前項の予定価格調書の取扱いにあたっては、予定価格調書作成後、「指名競争入札（見積合わせ）通知書」において予定価格を公表し、公表後は直ちに封書にするものとする。

(その他)

第4条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の規定により設ける最低制限価格については、公表しないものとする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。